

緩和ケア病棟に入院を希望される患者様へ

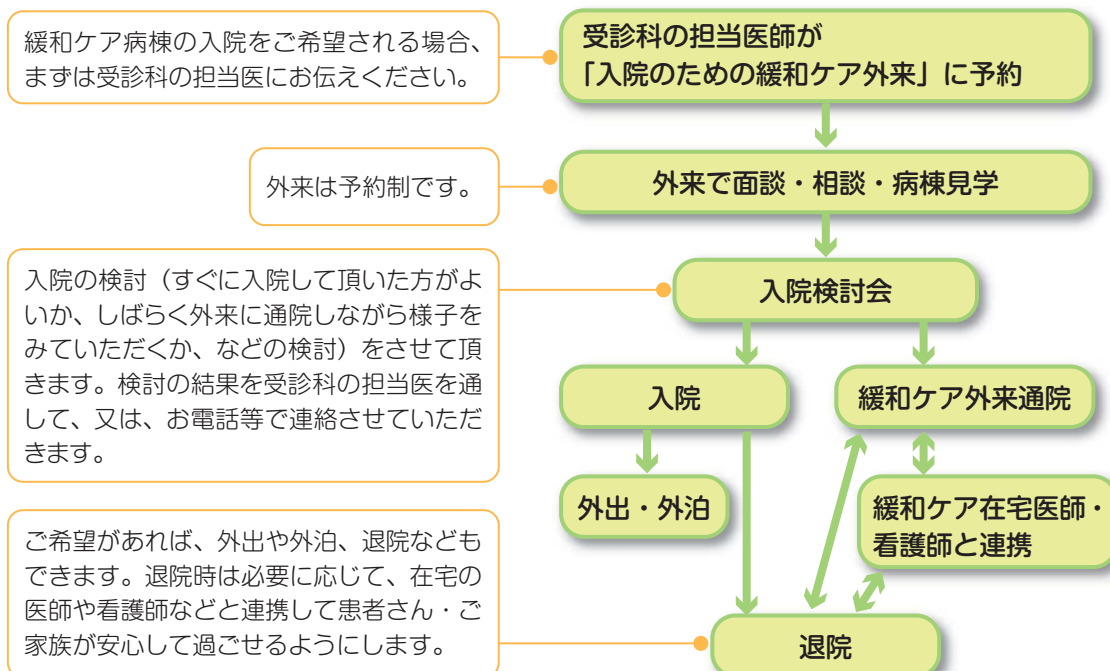
緩和ケア病棟では、がんそのものに対する治療である手術や抗がん剤治療、放射線照射などは行いません。病状の進行による身体的なつらさ（痛み、息苦しさ、食欲低下、不眠、倦怠感など）・精神的なつらさ（不安や悲しみなど）に対しての症状緩和を目的とした医療や看護が提供されます。また、ご家族の気がかりな事にも対応いたします。医師、看護師、薬剤師など様々な職種が協力して患者さんやご家族を支えています。

入院していただける患者様について

京都府立医科大学附属病院に受診中で、がん又は後天性免疫不全症候群に罹患されており、患者様・ご家族が緩和ケア病棟の機能について理解し入院を希望され、病気に伴う身体的・精神的な苦痛のため自宅での療養が困難となり、医師により入院が必要と判断されている方が入院していただけます。

入院までの流れ

入院されるご希望があれば、以下のような流れで入院調整をさせて頂くことになります。



緩和ケア病棟に関する質問や気がかりなことがありましたら、以下の部門でも相談できます。

がん相談支援窓口：075-251-5283
(平日 9時～16時)



【緩和ケア病棟Q & A】



○点滴は一切しないのですか？

つらい症状を緩和する目的であれば点滴は行います。緩和ケア病棟だから行わないということはありません。輸血についても、つらい症状が輸血で緩和される場合は行うこともあります。

○血液やレントゲンの検査はしないのですか？

つらい症状を緩和する目的で行うことはあります。緩和ケア病棟で提供する医療やケアは患者様・ご家族の希望を含め十分に話しあって行います。

○緩和ケア病棟に入院してから、抗がん剤治療、放射線治療、手術などはできますか？

緩和ケア病棟入院中はできません。患者様が治療を望まれたり、苦痛の緩和の目的で治療の適応がある場合は、一般病棟に転棟して治療を受けていただくことになります。

○丸山ワクチンは受けられますか？（補完代替療法）

補完代替療法は原則的にお手伝いはできません。すでに継続されておこなわれている補完代替療法がある場合は、事前にお知らせください。

○リハビリは受けられますか？

機能回復を目的とした専門の理学療法士が行うリハビリは原則的に行っておりません。患者様のQOL（人生や生活の質）を高めるもので、ご希望がある場合は看護師が中心になって行うことはあります。

○本人は入院を嫌がっています。

1人暮らしなので家族は入院させたいと思っています。入院できますか？

緩和ケアでは、患者様の意思や希望が最大限尊重されます。入院を希望されていない場合は入院をお受けできません。

○本人に病状を伝えてきましたが、高齢と軽い認知症のためすぐに忘れてしまいます。入院できますか？

緩和ケア病棟では、患者様が病名や病状を理解しており、緩和ケアについての意思や希望を伝達できることを原則としています。患者様が入院を拒否されている場合はお受けすることはできませんが、外来受診時に状況を伺った上で判断させていただくことになります。

なお、徘徊される、大声をあげる、暴力をふるうといった場合や他の患者様の生活に影響を与えると判断された場合は、入院をお受けすることができません。

○面会時間はどうなっていますか？

原則的には面会時間は14時から19時までですが、ご家族と過ごす時間を大切にいただくため、制限は状況にあわせて調整させていただいております。



【お部屋について】



～緩和ケア病棟はすべて個室になっております～

標準のお部屋（計 8 室）には、洗面台・トイレ・プリペイド式の冷蔵庫とテレビを備えています。差額室料が必要となるお部屋（計 8 室）は以下の通りです。

差額室料	部屋数	料金（1日につき）	主な設備・備品
特室	1室	32,000円	洗面台・バス・トイレ・和室・オットマン 座椅子・電話・ミニキッチン・電子レンジ・ 冷蔵庫・テレビ・更衣ロッカー
A個室	7室	15,000円	洗面台・トイレ・冷蔵庫・電話・テレビ・ 長椅子・更衣ロッカー

【緩和ケア病棟の入院費用について】

医療費は厚生労働省により定められた「緩和ケア病棟入院料」により計算します。高額療養費制度が適用になりますので、ご入院前までにお手続きの上、病院へ「限度額適用認定証」のご提示をお願いいたします。

健康保険により入院された時のおおよその費用は下記のとおりです。

○ 70歳未満の方（3割負担）

対象者	入院費用※1		食事代	
	1日当たり	自己負担限度額（月額）※2	1食当たり	月額
上位所得者	約 15,000円	約 160,000円	260円	24,180円
一般		約 100,000円		
住民税非課税		35,400円	210円	19,530円

○ 70歳以上の方（1割又は3割負担）

対象者	入院費用※1		食事代	
	1日当たり	自己負担限度額（月額）※2	1食当たり	月額
現役並み所得者	約 15,000円	約 100,000円	260円	24,180円
一般	約 5,000円	44,400円		
住民税非課税Ⅱ		24,600円	210円	19,530円
住民税非課税Ⅰ		15,000円	100円	9,300円

※1 入院費用については、緩和ケア病棟入院料包括対象外の特定の薬剤・退院時処方等の費用は含まれておりません。

※2 自己負担限度額（月額）：「限度額適用認定証」のご提示があった場合の負担額です。
（制度の改正等により、自己負担限度額（月額）の金額が変更になることがあります。）

○ 70歳以上で非課税世帯等でない場合、「限度額適用認定証」の手続きは必要ありません。

70歳以上 75歳未満で非課税世帯等でない場合：「高齢受給者証」を病院へご提示ください。

75歳以上で非課税世帯等でない場合：「後期高齢者医療被保険者証」を病院へご提示ください。